

## 市町村民税の窓口などにご提示ください

### 「令和8年度(令和7年分)の市町村民税証明書」の必要項目について

○申請に必要な令和8年度(令和7年分)の市町村民税証明書は、今年の1月1日に住民票があった市町村で取得可能です。なお、コンビニ交付サービスでも取得できますが、以下の必要項目が記載されていない証明書は申請に使用できませんので、市町村窓口での取得をおすすめします。

○市町村(仙台市を除く)が発行する証明書の名前および発行開始予定は一覧表のとおりです。発行開始予定については前後する可能性があります。

証明書に記載が必要な項目は以下の5項目です。

- ①市町村民税所得割額 ②市町村民税均等割額 ③合計所得金額  
④公的年金等収入額 ⑤公的年金に関する雑所得額

※市町村民税の窓口にて、この用紙を提示して説明してください。

市町村名	市町村民税「非課税」	市町村民税「課税」	発行開始予定
白石市	非課税証明書	課税証明書	6月15日以降
角田市	非課税証明書	課税証明書	6月15日以降
蔵王町	非課税証明書	課税証明書	6月15日以降
七ヶ宿町	非課税証明書	課税証明書	6月15日以降
大河原町	町・県民税非課税証明書	町・県民税課税証明書	6月15日以降
村田町	町・県民税非課税証明書	町・県民税課税証明書	6月15日以降
柴田町	非課税証明書	課税証明書	6月12日以降
川崎町	非課税証明書	課税証明書	6月15日以降
丸森町	非課税証明書	課税証明書	6月15日以降
塩竈市	市県民税非課税証明書	市県民税課税証明書	6月中旬以降
多賀城市	非課税(所得)証明書	課税(所得)証明書	6月10日以降
松島町	非課税証明書	所得課税証明書	6月12日以降
七ヶ浜町	非課税証明書	課税証明書	6月15日以降
利府町	町県民税非課税証明書	町県民税課税(所得)証明書	6月10日以降
名取市	所得・非課税証明書	所得・課税証明書	6月11日以降
岩沼市	市・県民税非課税証明書	市・県民税課税証明書	6月15日以降
亘理町	非課税証明書	課税(所得)証明書	6月15日以降
山元町	町・県民税所得課税証明書 ※非課税証明書は利用できません。	町・県民税所得課税証明書	6月15日以降
富谷市	非課税証明書 ※課税証明書を御選択ください	課税証明書	6月15日以降
大和町	非課税証明書 ※課税証明書を御選択ください	課税証明書	6月15日以降
大郷町	非課税証明書	課税証明書	6月15日以降
大衡村	非課税証明書	課税証明書	6月中旬以降
大崎町	非課税証明書	課税証明書	6月10日以降
色麻町	非課税証明書	課税証明書	6月10日以降
加美町	非課税証明書	課税証明書	6月16日以降
涌谷町	非課税証明書	課税証明書	6月15日以降
美里町	非課税証明書	課税証明書	6月15日以降
栗原市	所得課税証明書	所得課税証明書	6月中旬以降
石巻市	市民税・県民税非課税証明書	市民税・県民税課税証明書	6月10日以降
東松島市	市・県民税非課税証明書	市・県民税課税証明書	6月15日以降
女川町	非課税証明書	課税証明書	6月1日以降
登米市	市・県民税非課税証明書	市・県民税課税証明書	6月15日以降
気仙沼市	所得・非課税証明書	所得・課税証明書	6月12日以降
南三陸町	非課税証明書	課税証明書	6月16日以降

## 指定難病等通院介護費用交付事業のお知らせ

指定難病等の認定を受けている「**20歳未満の方**」で、通院に介護が必要と認められる要件を満たす方に、通院介護費用の助成を行っています。

### 1 対象者

制度を利用できる方は、指定難病等の医療費助成制度の受給者に認定されており、かつ、下記①～③のうち、いずれか1つ以上に該当する方です。

- ① 13歳未満の方
- ② 13歳以上20歳未満の方で、身体障害者手帳の1級または2級を所持している方
- ③ 13歳以上20歳未満の方で、通院に介護が必要である旨の医師意見が示された方

### 2 申請方法

#### (1)はじめて制度を利用する方

- ・管轄の保健所窓口で申請してください。
- ・必要書類は以下のとおりです。申請用紙は窓口のほか、県のホームページからダウンロードできます。「宮城県指定難病等通院介護費用」で検索)

①身体障害者1、2級の交付を受けている方	(1)通院介護費用受給者認定申請書 (2)身体障害者手帳の写し
②13歳未満の方	通院介護費用受給者認定申請書 (医師の証明は不要です)
③上記以外で通院に介護が必要と医師が認めた方	通院介護費用受給者認定申請書 (医師の証明が記載されたもの)

#### (2)既に制度を利用している方

- ・通院介護費用が認定された方に、各保健所から「指定難病等治療通院介護費用受給者認定通知書」と「通院介護費用交付申請書(通院カレンダー)」を送付します。
- ・通院介護費用の認定は、「指定難病」(または「小児慢性特定疾病」)の認定後に行いますので、受給者証がお手元に届いてから1～2か月程度お待ちください。

※既に制度を利用している方は、更新手続きが必要です。個別に保健所から更新の案内を送付しますので、ご確認ください。

### 3 交付額

通院 1 日につき1,500円(月6,000円まで)